

外国人住民向け 生活支援BOOK

行政（ぎょうせい） 手続（てつづ） き編（へん） ～ 令和7年3月 和歌山県橋本市

（もくじ）

- ・ 住民票（じゅうみんひょう）について・・・ P2
- ・ マイナンバーカードについて・・・ P5
- ・ 国民健康保険（こくみんけんこうほけん）について・・・ P8
- ・ 年金（ねんきん）について・・・ P13
- ・ 税金（ぜいきん）について・・・ P22



じゅうみんひょう

①住民票について

つぎ あ ひと じゅうしょ ひと しゅちやうそん じゅうしょ とどけで ひつよう
○ 次に当てはまる人で住所がある人は、市区町村に住所の届出が必要です。

ざいりゅう も ひと ちゅうちやうきざいりゅうしゃ
♠ 在留カードを持っている人(中長期在留者)

にゅうこく ざいりゅう あと こうふ か ひと あ
※入国するときに、在留カードは後で交付することがパスポートに書かれた人も当てはまります。

とくべつえいじゅうしゃ
♠ 特別永住者

いちじ ひご きよか また かりたいざい きよか う ひと
♠ 一時庇護の許可又は仮滞在の許可を受けている人

しゅっしょうまた にほんこくせき そうしつ けいか たいざい ひと
♠ 出生又は日本国籍喪失による経過滞在の人

じゅうしょ さだ ひ にち いない す しゅちやうそん てんにゅう とどけで
○ 住所を定めた日から14日以内に住んでいる市区町村に転入の届出をしてください。
てんにゅう とどけで じゅうみんひょう つく
転入の届出をすれば住民票が作られます。

べつ しゅちやうそん かいがい ひっこ ばあい ひっこ まえ す しゅちやうそん てんしゅつ とどけで
○ 別の市区町村や海外に引越す場合、引越す前に住んでいる市区町村に転出の届出をしてください。
おな しゅちやうそん なか ひっこ ばあい ひっこ にち いない す しゅちやうそん てんきょ とどけで
同じ市区町村の中で引越す場合、引越してから**14日以内**に住んでいる市区町村に転居の届出をしてください。

にゅうかん ざいりゅう しんせい ざいりゅうきげん す ざいりゅうしかく うしな ばあい じゅうみんひょう
○ 入管に在留の申請をしないで在留期限が過ぎたときなど、在留資格を失った場合は住民票がなくなります。

ざいりゅうきかん こうしん にゅうかん てつづき わす ちゅうい
在留期間の更新などの入管での手続きは忘れないように注意してください。

<総務省より>



じゅうみんとろうく じゅうしょへんこう 住民登録・住所変更するには

いつ	にほん す はじ じゅうしょ か 日本に住み始めるとき・住所が変わったとき ※
どこで	しゃくしょ しみんか 市役所1F ① 市民課
ひつよう 必要なもの	にゆうこく ばあい ざいりゅう パスポート(入国する場合)、在留カード、 マイナンバーカード(も 持っている人だけ)

※ はしもとし き はしもとし で はしもとし なか じゅうしょ か
橋本市に来たとき。橋本市から出ていくとき。橋本市の中で住所が変わったとき など

在留カード見本



ざいりゅう つね も ある
在留カードも常に持ち歩きましょう

ざいりゅう けいたいぎむ
※在留カードは携帯義務があります

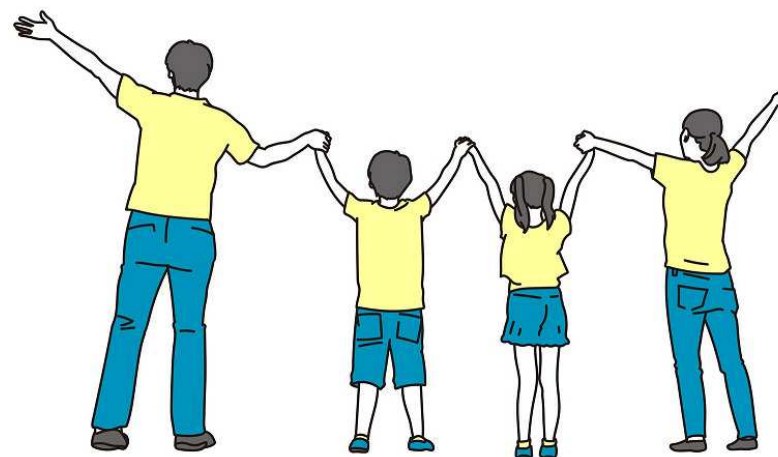
ちゅうい 注意すること(住民票) じゅうみんひょう

はしもとしない じゅうしょ か ばあい じゅうしょへんこう とどけで ひつよう
□ 橋本市内で住所が変わった場合でも住所変更の届出が必要です。

おな せたい かぞく ばあい じぶん かぞく かんけい しよるい ひつよう
□ 同じ世帯に家族がいる場合、自分と家族の関係がわかる書類が必要です。
ほんごく せいふ とう こうてききかん はっこう しゅっしょうしょうめいしょ こんいんしょうめいしょ げんぽん
(本国の政府等公的機関が発行した出生所証明書・婚姻証明書などの原本)

にほんご ほんやく ひつよう
※日本語に翻訳したものも必要です。

たんきたいざいしゃ など じゅうみんとうろく
□ 「短期滞在者」等は住民登録できません



②マイナンバーについて

じゅうみんひょう つく

しんせい

○ 住民票が作られたら、マイナンバーカードの申請をすることができます。

しめい じゅうしょ

へんこう

ばあい

す

しくちょうそん

とどけで

ひつよう

○ 氏名や住所などに変更があった場合は、住んでいる市区町村へ届出が必要です。

ゆうこうきげん

ざいりゅうきげん

き

ひと

ざいりゅうきげん

おな

○ マイナンバーカードの有効期限は、在留期限が決まっている人は在留期限と同じです。

いちぶ

ざいりゅうきげん

まえ

ゆうこうきげん

ばあい

(一部、在留期限がくる前に有効期限がくる場合もあります)。

にゅうかん ざいりゅう しんせい

あた

ざいりゅう

う

と

ゆうこうきげん

○ 入管で在留の申請をして新しい在留カードを受け取っても、マイナンバーカードの有効期限は

じどうてき

の

自動的に延びません。



マイナンバーカードをつくるには

いつ	マイナンバーカードをつくるとき
どこで	しゃくしょ しみんか 市役所1F ① 市民課
必要なもの	ざいりゅう かおしゃしん 在留カード、顔写真(3.5cm×4.5cm)

かおしゃしん じぶん ようい
顔写真は自分で用意してください(サイズ:3.5cm×4.5cm)

※サイズに気を付ける。小さい写真を持ってくる人が多い

しみんか しゃしん さつえい ひ
※市民課で写真撮影をする日もあります。

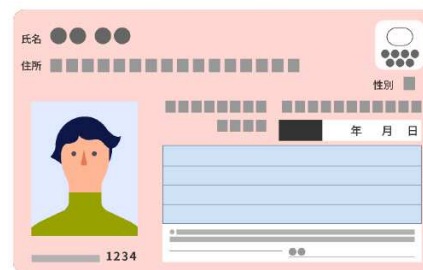
じゅうみんとうろく おな ひ しんせい かのう
住民登録と同じ日に申請することも可能

マイナンバーカード



ちゅうい 注意すること(マイナンバー)

- ざいりゅう こうしん こうしん き
□ 在留カードを更新したら、すぐにマイナンバーカードの更新に来てください
- ざいりゅうきげん こうしん えん ひつよう
□ 在留期限がすぎしてからマイナンバーカードを更新すると1,000円が必要になります！(カードは作り替えになります)
つく か
- にゅうかん ざいりゅう しんせい のち あたら ざいりゅう う と まえ
□ 入管で在留の申請をした後、新しい在留カードを受け取るより前にマイナンバー
ゆうこうきげん ばあい ゆうこうきげん まえ しゅちようそん てつづ
カードの有効期限がくる場合は、有効期限がくる前に市区町村で手続きをすれ
ば、有効期限を2か月延ばせます
ゆうこうきげん げつ の



国民健康保険（こくみんけんこうほけん）について

保険年金課 国民健康保険係

国民健康保険って？

→勤め先の保険等に参加していないひとが入る保険です。

入るとどうなる？

→急に病気やけが等した場合に安価に良い治療を受けられます。

みんなが保険税を納めることで成り立っている支えあいの制度です。

国民健康保険(こくみんけんこうほけん) の届出

(1) 国民健康保険に加入(かにゆう)するとき

- ・ 橋本市(はしもとし)に住(す)み始(はじ)めた場合(ばあい)
- ・ 勤め先(つとめさき)の健康保険などに入(はい)らない場合

(2) 国民健康保険をやめるとき

- ・ 橋本市を出(で)られる場合
- ・ 勤め先の健康保険などに入った場合

どちらの場合も14日以内(いない)に市役所(しゃくしょ)の保険年金課(ほけんねんきんか)へ届出(とどけ)でしてください。

国民健康保険で受けられる給付

- ・国民健康保険に加入していれば病院（びょういん）などで、医療費（いりょうひ）の一部（いちぶ）を支払（しはら）うだけで医療（いりょう）が受（う）けられます。
※全額（ぜんがく）を払ったときでもあとから保険年金課に届出すると医療費の一部がかえってることがあります。
- ・1か月間（かげつかん）に支払った医療費がおおくなると一部がかえってることがあります。
- ・出産（しゅっさん）したときなど一時金（いちじきん）がもらえます。

マイナ保険証（ほけんしょう）

- 令和6年12月2日で紙（かみ）の健康保険証（けんこうほけんしょう）はなくなりマイナンバーカードが保険証となりました（マイナ保険証）
- マイナンバーカードを保険証として利用（りよう）するには手続き（てつづき）が必要（ひつよう）です。
- スマートフォンやカードリーダーのあるパソコン等で手続きできますが、保険年金課の窓口（まどぐち）でお手伝（てつだ）いします。
- マイナ保険証がない方には紙の健康保険証にかわる「資格確認書（しかくかくにんしょ）」をわたします。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

資格確認書（しかくかくにんしょ）

マイナ保険証の手続きをしていない人にわたします。
有効期限（ゆうこうきげん）は右上（みぎうえ）に書（か）かれています。

和歌山県 国民健康保険 資格確認書		有効期限	令和 7 年 9 月 3 0 日
記号 X X	番号 X X X X X X	(枝番)	X X
氏 名	Hashimoto Taro		
生 年 月 日	平成 2 年 4 月 1 日	性別	○
適用開始年月日	令和 4 年 5 月 1 日		
交 付 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 1 日		
世帯主氏名	Hashimoto Jiro		
住所	和歌山県橋本市		
保険者番号	X X X X X X	交付者名	橋本市
			印

- 病院などに行くときは必ずもっていきましょう
- なくした場合は保険年金課へ

にっぽん ねんきん せい ど 日本の年金の制度について

にっぽん す うえ ひつよう ねんきん てつづ あんない
日本に住む上で、必要な年金の手続きについて案内します。

ほけんねんきん か こくみんねんきんかかり
保険年金課 国民年金係

にっぽん ねんきん せい ど I. 日本の年金の制度

にっぽん く に しやかい ほ しょうせい ど こうてきねんきんせい ど まいつき ほ けんりょう おさ
日本には、国の社会保障制度として、『公的年金制度』があります。 毎月、保険料を納めることで、

- とし
①年をとったとき
- びょう き
②けがをしたり、病気になったとき
- し ぼう
③死亡したとき

きゅう ふ う せい ど
給付を受けることができる制度です。

2. 加入の義務

日本に住む 20歳以上60歳未満の人は、国籍を問わず、

外国人の方も日本の公的年金制度に加入する義務があります。

日本の社会全体で支え合う仕組みで成り立っています。

受け取る年金額の一部は国が負担しています。



3. 加入の手続き



厚生年金保険の適用事業所の場合 ⇒ 会社 で手続き

厚生年金保険の適用事業所でない場合や退職した場合

⇒ 橋本市役所 ②番窓口 保険年金課 国民年金係 で手続き

または マイナンバーカードにより電子申請 …→ 8. へ

持ち物：在留カード，パスポート，マイナンバーカードのいずれか

(初めて日本に入国する場合、マイナンバー入りの住民票)

4. 加入すると届くもの (厚生年金の方に納付書は届きません)

手続きすると、約1か月後に日本年金機構から『基礎年金番号通知書』と『納付書』が届きます。

通知書は小さいので見落とさないよう、大切に保管してください。

【見本】

基礎年金番号通知書

基礎年金番号
X X X X - X X X X X X

納付 ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎
生年月日 平成 X年 X月 X日
令和 X年 X月 X日 交付
厚生労働大臣

縦5cm × 横8cm の
紙でできたカードです。

【納付書見本】

領収（納付受託）済通知書 (国庫金) (国民年金)

82401 5 0343 6375 00066421 厚生労働省年金局（国民年金）

納付番号 56005 9999 基礎年金番号 9999999999 99 9999999999 ZZZZZZ9 9

令和 5年 4月 3日 納付期限または使用期限 令和 5年 5月 1日

前納や各月など、納付する月分によって使用する「納付書」が異なります。「領収（納付受託）日付等」欄、または「納付期間」欄をご確認ください。

5 前納 (厚生労働省年金局送付用) 1年分前納用	5 上期 (厚生労働省年金局送付用) 6カ月分前納用	5 下期 (厚生労働省年金局送付用) 毎月納付用	4 (厚生労働省年金局送付用)
---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------

前納 (厚生労働省年金局送付用)
(令和5年度分をまとめて納付するときに使用)
年度5月1日以降現年度歳入組入

縦11cm × 横36cm でバーコードがあります。

5. 納付書での支払い (厚生年金の方は給料から引かれます)

納付書が届いたら、以下の方法で納められます。

令和6 (2024) 年度は、1 か月 16,980 円です。

次の月の最後の日までに払ってください。

例えば、12 月分は 1 月の最後の日までの支払いです。

① 全国の銀行・郵便局

② コンビニエンスストア

③ 電子納付 (Pay-easy)

④ スマートフォンアプリ (以下の7つ) (バーコード読み取り)



6. 手続きの電子申請



加入の届や免除申請などは、マイナンバーカードを持っていれば、マイナポータルアプリから電子申請もできます。

24時間いつでもどこでも電子申請ができるため、市役所に来られないときは、ご活用ください。

電子申請がうまく進められないときは、

市役所 ②番窓口

保険年金課 国民年金係

までお越しください。

電子申請はこちらから⇒⇒⇒



7. 帰国するとき

日本の公的年金制度から脱退する（抜ける）場合、帰国から2年以内に請求すれば、脱退一時金を受け取ることができます。ただし、6か月以上の年金加入期間を持っていることや、障害年金などを受け取っていないことなどが条件となります。

請求手続きなど詳しくは、お近くの年金事務所またはねんきんダイヤルに
お問い合わせください。



和歌山東年金事務所（〒640-8541 和歌山県和歌山市太田3-3-9）

☎ 073-474-1841（自動音声後①→自動音声後②→お客様相談室）

月曜から金曜：午前8時30分から午後5時15分まで

週初の開所日：午前8時30分から午後7時00分まで

第2土曜：午前10時00分から午後4時00分まで



がいこくじん みな
外国人の皆さまへ



日本年金機構
Japan Pension Service

にっぽんねんきんき こう がいこくじん む 日本年金機構「外国人向けサイト」

にっぽんねんきんき こう がいこくじん む
日本年金機構「外国人向けサイト」は、年金に関する説明やお知らせを

えいご にほんご
英語やわかりやすい日本語で読むことができるウェブサイトです。

いろいろ くに ことば か
色々な国の言葉で書いたパンフレットもあります。

- こくみんねんきん
● 国民年金のこと
- こうせいねんきんほけん けんこうほけん
● 厚生年金保険・健康保険のこと
- だったいいちじきん ねんきん う と
● 「脱退一時金」ほか年金の受け取りのこと など

にっぽんねんきんき こう がいこくじん む
日本年金機構「外国人向けサイト」

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



橋本市に住む外国人の方へ

橋本市の税金（ぜいきん）について

橋本市役所 税務課



～日本（にほん）で 働く（はたらく）うえで、これだけは覚えて（おぼえて） おこう～

税金（ぜいきん）ってなに？

税金（ぜいきん）は、私たちが健康で豊かな暮らしができるように、道路（どうろ）や公共施設（こうきょうしせつ）、産業振興（さんぎょうしんこう）など様々な部分で役立てられています。



もし税金（ぜいきん）が支払われなくなると学校（がっこう）や公共施設の運営（うんえい）、警察（けいさつ）や消防（しょうぼう）が機能（きのう）しなくなり、住民（じゅうみん）に対するサービスが低下（ていか）してしまいます。

主な税金（市税）の種類（しゅるい）

税金の種類	説明	対象者
住民税【市県民税】 （じゅうみんぜい）	前年（ぜんねん）の収入 （しゅうにゅう）に応（お う）じて金額（きんがく） が決（き）まる税	1月1日に橋本市に住所 （じゅうしょ）がある人
軽自動車税 （けいじどうしゃぜい）	原付自転車（げんつきじて んしゃ）、軽自動車（けい じどうしゃ）、トラクター、 バイクなどにかかる税	4月1日に所有（しゅゆ う）している人
国民健康保険税 （こくみんけんこうほけ んぜい）	国民健康保険に加入した場 合にかかる税	世帯主（せたいぬし）

納付書（のうふしょ）はいつ送（おく）られてくるの？

- 住民税
A 毎年6月に送られます。
- 軽自動車税
A 毎年5月に送られます。



主な税金（市税）の納期限（のうきげん）

税金の種類	納期限							
住民税（4回）	6月	8月	10月	1月				
軽自動車税（1回）	5月							
国民健康保険税 （8回）	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※それぞれの月末（げつまつ）が納期限です。（12月は25日が納期限です。）休日（きゅうじつ）などで数日（すうじつ）ずれることがあります。

税金の納付場所（のうふばしょ）

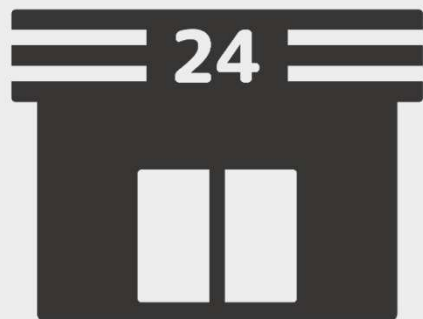
① 市役所の窓口（市役所 1 階・税務課）



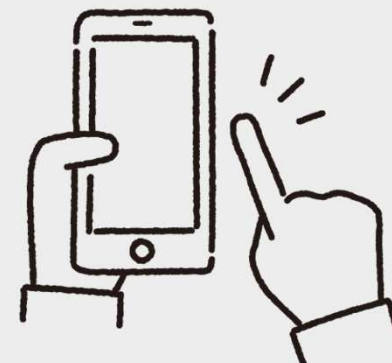
② 銀行（ぎんこう）・郵便局（ゆうびんきょく）



③ コンビニエンスストア



④ スマホアプリ



税金の未払い（みばらい）が続（つづ）くと・・・？

未払いが続く場合、預金（よきん）や給料（きゅうりょう）の差（さ）し押（お）さえを行（おこな）います。

※皆（みな）さんの身近（みぢか）なものとしては、在留期間（ざいりゅうきかん）の更新（こうしん）ですが、未払いがある場合は更新申請（こうしんしんせい）の許可（きょか）がされない場合がありますので、必（かなら）ず納（おさ）めましょう。



住民税（じゅうみんぜい）について

会社（かいしゃ）があなたの給与（きゅうよ）からあなたの住民税を支払ってくれる方法（ほうほう）があります。

●給与から支払っている場合で、会社を退職（たいしょく）するときは、まだ支払っていない住民税を一括（いっかつ）で納（おさ）める方法があります。一括で納める場合は、勤務先（きんむさき）へ相談してください。

一括で納めない場合は、納付書があなた宛（あ）てに送（おく）られます。

●1月～5月頃（ころ）に退職した場合は、6月頃に新（あた）らしい年度分（ねんどぶん）の納付書があなた宛てに送られます。

※帰国（きこく）する場合は日本国内（にほんこくない）に住（す）んでいる人（ひと）の中（なか）から、自分（じぶん）に代（か）わって税金の支払いを行う人（納税管理人：のうぜいかんりにん）を決めて、市役所税務課（しやくしょぜいむか）へ届け出をしてください。